平成２７年（ミ）第２８－３５号

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　グローバルバルク・パートナー・ピーティーイー・リミテッド（ＧＬＯＢＡＬ　ＢＵＬＫ　ＰＡＲＴＮＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　オーシャン・エタニティ・ピーティーイー・リミテッド（ＯＣＥＡＮ　ＥＴＥＲＮＩＴＹ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　グローバル・ピース・シッピング・ピーティーイー・リミテッド（ＧＬＯＢＡＬ　ＰＥＡＣＥ　ＳＨＩＰＰＩＮＧ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・フォーチュン・キャリア・ピーティーイー・リミテッド（ＵＮＩＴＥＤ　ＦＯＲＴＵＮＥ　ＣＡＲＲＩＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．ＳＣ－195）・ピーティーイー・リミテッド（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　（ＨＵＬＬ　ＮＯ．ＳＣ－195）　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　オオシマ・アイランド（ハル・ＮＯ．Ｓ－10687）・ピーティーイー・リミテッド（ＯＳＨＩＭＡ　ＩＳＬＡＮＤ　（ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ－10687）　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1533・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．1533　Ｓ．Ａ．）

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　サントシュ・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド（ＳＡＮＴＯＳＨ　ＷＯＯＤＣＨＩＰ　ＣＡＲＲＩＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３６・３７号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1528・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ1528　Ｓ．Ａ．）

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1535・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．1535　Ｓ．Ａ．）

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３８号

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番－01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　オーシャン・ハーモニー・ピーティーイー・リミテッド（ＯＣＥＡＮ　ＨＡＲＭＯＮＹ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．）

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３９・４０号

東京都港区愛宕２丁目５番１号

開始前会社　ラムスコーポレーション株式会社

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第４１号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1531・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ1531　Ｓ．Ａ．）

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部